

2021年3月 から

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！



**1 マイナンバーカードを
カードリーダーにかざす**

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

**2 オンラインであなたの
医療保険資格を確認！**

マイナンバーカードのICチップにある電子
証明書により医療保険の資格をオンラインで
確認します。

利用申込はカンタン！

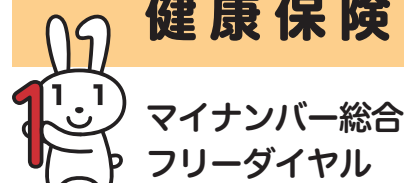


マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要です。利用
の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



健康保険証利用申込のお問い合わせ



0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

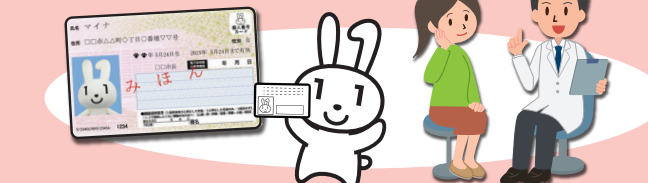
受付時間(年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

どんないいことが？ 6つのメリット

**POINT! 1 健康保険証として
ずっと使える！**

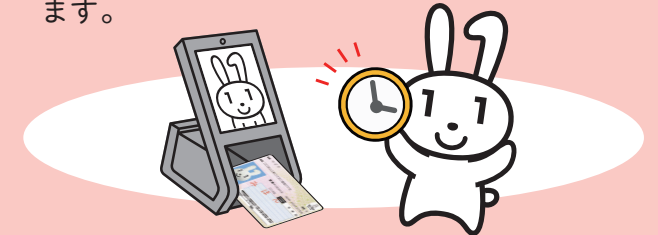
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越しても保険証の切替えを待たずに
カードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

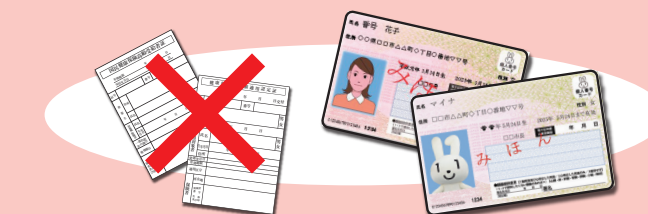
**POINT! 2 医療保険の資格確認が
スピーディに！**

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
受付における事務処理の効率化が期待でき
ます。



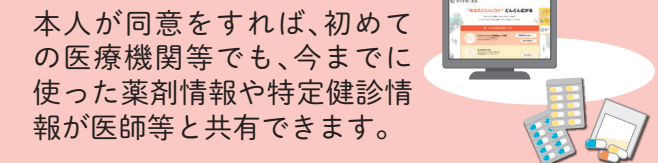
**POINT! 3 手続きなしで限度額以上の
一時的な支払が不要に！**

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度
における限度額以上の支払が免除されます。



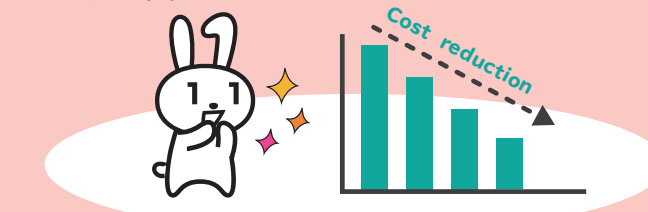
POINT! 4 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、2021年3月(予定)から
自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から
自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期
が異なります。



**POINT! 5 医療保険の
事務コストの削減！**

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、
医療保険者等の事務処理のコスト削減につな
がります。



**POINT! 6 マイナンバーカードで
医療費控除も便利に！**

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報
を確認できるようになります(2021年10月予定)。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費
控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入
力が可能になります。

